

自治体における防災・減災のための事業に対する
国の財政支援に関する意見書

地方自治体が所有・管理する社会資本（道路橋梁、上下水道等）の整備は、高度経済成長期の発展とともに、昭和40年代後半から加速化した背景があり、現在多くの社会資本が改築期（建設後30～50年）を迎えている。

社会資本は生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もあるが、近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、防災・減災の強化はおろか、社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況にある。

国土交通省の調査でも、自治体が管理する道路橋で老朽化のために補修が必要な全国およそ6万の橋のうち89%が、厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることがわかったとの報告があった。

よって、国においては、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策等の防災・減災のための事業について、補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援を拡充するなど、地方負担額の軽減措置を講じるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月28日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	野田佳彦	様
総務大臣	川端達夫	様
財務大臣	安住淳	様
厚生労働大臣	小宮山洋子	様
国土交通大臣	羽田雄一郎	様
衆議院議長	横路孝弘	様

参 議 院 議 長 平 田 健 二 様